設備運転監視業務仕様書

業　務　名　　堺市立南こどもリハビリテーションセンター設備運転監視業務

履行場所　　所　在　地　　堺市南区城山台5丁1番4号
履行場所　　施　設　名　　堺市立南こどもリハビリテーションセンター
履行場所　　施設規模　　鉄筋コンクリート造　地上4階、地下1階建
　　敷地面積：5871.38㎡　延床面積：5575.95㎡

履行期間　　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

§１　総則

Ⅰ基本的事項
１設備運転監視業務を実施するにあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法等を遵守し、常に当該業務を正確に理解し合理的かつ効率的に執行すべくこの仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

Ⅱ一般事項
１適用範囲
①契約書及び特記仕様書（図面、機器リストを含む）以外は、本仕様書による。

２契約図書の優先順位
①全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、契約図書の優先順位は　ア．契約書　イ．特記仕様書（図面、機器等リストを含む。）　ウ．標準仕様書の順とする。

３運転・監視時間及び作業日
①原則として次のとおりとする。
　月～金　　午前９時から午後４時３０分までとする（内、休憩時間６０分）。
　ただし、やむ得ない時は、監督員の承認を得て変更する。
　（土・日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）の休日を除く。ただし、日曜参観（年２日）、運動会（年１日）の行事保育日は勤務日とする。）

４業務責任者
①業務責任者を定め、その氏名等を発注者に通知する。
　業務責任者を変更したときも、同様とする。

５業務担当者
①業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
②法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
③業務担当者の資格は、第３種電気主任技術者の資格を有する者または、同程度以上の技術を有すると認められる者（ただし、実務経験３年以上ある者）とし、１ポストとする。

６業務の安全衛生管理
①業務担当者の安全衛生管理に関する管理については、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行う。

７危険防止の措置
①業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講ずるほか、火災、盗難等の予防にも十分努める。
②業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場所、又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を監督員に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止する。

８臨機の措置
①台風、地震等の自然災害や火災、爆発等の人為災害が発生した時は、迅速かつ的確な措置及び監視・運転を行わなければならない。

９運転・監視業務の監督
①運転・監視業務を行うにあたり、業務責任者は監督員の指示を受ける。

１０常時の巡回
①業務責任者は該当区域を常時巡回し仕様書に沿って業務が行われているか、また問題箇所がないかを監視し、適切な処置を行う。また、受注者の巡察員、若しくは幹部社員は必要に応じて受託現場を査察し業務担当者を指導し、結果を報告する。

１１業務報告書
①業務の結果内容（点検、修理等）は所定の書式等（年度当初に届出）による報告書に記入すること。
②上記、点検報告の書式は、当該施設の運転・監視対象となる設備機器の種類を確認したうえで、仕様書に記載されている、機器名、点検項目、及び運転・監視・点検等の周期と対比し、仕様書に沿った項目を必ず設け、記録しなければならない。
③業務を遂行するうえで、設備機器に劣化等問題箇所があれば適宜、劣化状況等を示す写真及び図面を提出する。

１２運転・監視業務の検査
①運転・監視業務終了後、業務責任者は監督員に業務報告書及び業務完了届を提出し検査を受ける。なお、業務報告書には従事した業務担当者名を記載すること。

１３運転・監視業務協議の出席
①必要に応じて、業務責任者は監督員及び検査員の開催する運転・監視業務協議に出席して指示、指導を受ける。又、業務改善を指摘された場合は業務改善対策の報告書を指定された期日までに提出しなければならない。

１４運転・監視業務の説明
①業務責任者及び業務担当者は、その職務の選任当初、監督員並びに検査員に業務計画書、業務報告書等の書類を基に運転・監視設備の前で、運転・監視の実際の操作を交えて必ず説明しなければならない。
②上記①の説明、操作の行うことができない場合、受注者は早急に操作、説明が行えるよう改善措置を行い、再度操作、説明を行わなければならない。

１５省資源
①運転・監視業務を遂行する際には、必ず省資源等環境問題に配慮する。

１６資機材の保管
①使用する資機材及び消耗品は、監督員より指示された場所に整理し保管する。

１７経費
①運転・監視業務に係る消耗品は受注者の負担とする。
②点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
③業務責任者並びに業務担当者の使用する控室及び備品については、発注者が指定してそれを貸与する。なお、貸与品以外の備品等の使用にあたっては監督員と協議する。
④照明器具の蛍光灯等の取換業務及び廃棄処分については、受注者負担とする。
⑤その他、特記事項がないものは監督員と協議のうえで経費の負担を決定する。

１８業務責任者及び業務担当者の服務
①業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。

②業務責任者を補佐する者は、業務責任者不在のときこれを代行する。ただし、その場合、業務責任者は予め監督員に補佐する者を指名し、承諾を得なければならない。
③業務責任者は常に所在をあきらかにし、連絡が取れるようにする。
④業務担当者は、清楚かつ清潔な制服を着用し、胸には名札をつける。
⑤運転・監視業務中は言動に注意し、来館者、発注者の職員、その他の者に不快感を与えない。
⑥運転・監視業務に従事する者は、施設内の広報以外の書類他情報の閲覧、複写等一切してはならない。什器の開閉、業務外の電子機器通電もしてはならない。
⑦運転・監視業務に従事する者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

１９その他の注意事項
①運転・監視業務に従事するときは、設備機器に損害等を与えてはならない。損害等を与えた時は、業務責任者を通じて監督員に報告とともに、監督員の指示により現状回復を行なわなければならない。
②運転・監視業務中に施設等の破損箇所及び落書きを発見したときは、速やかに発注者に連絡する。
③使用する資機材及び消耗品以外のものを施設内に搬入しない。
④引火性の薬品や毒性の薬品を使用する場合は、事前に監督員に報告する。
⑤人に危害を与える動物や不審物を発見したときは速やかに監督員に報告する。
⑥この仕様書に記載のない事項の軽微な作業については、監督員と協議のうえ実施する。

Ⅲ用語
１点検とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応処置を判断することを含む。

２保守とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取換え、注油汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

３運転・監視とは、設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。

４清掃とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより、仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

５修理とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは業務上支障のない状態まで回復させることをいう。

６交換とは、部材、部品、油脂等を取換えることをいう。

７分解整備（オーバーホール）とは、機器を定期的又は必要に応じ分解し、劣化した部分若しくは部品を修理又は交換することをいう。

８劣化とは、建築物、設備機器の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

９規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。

１０調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するよう整えることをいう。

１１運転・監視・点検等の周期
①周期
①－①１Ｄは１日１回以上周期的に、また必要に応じ適宜運転・監視・点検等を行う。
①－②１Ｗは１週１回以上周期的に、また必要に応じ適宜運転・監視・点検等を行

う。
①－③１Ｍは１月１回以上周期的に、また必要に応じ適宜運転・監視・点検等を行う。
①－④１Ｙは１年１回以上周期的に、また必要に応じ適宜運転・監視・点検等を行う。
①－⑤適は必要に応じて、適宜、運転・監視・点検等を行う。
②運転・監視・点検等の免除
②－①運転・監視・点検等の周期については上記に規定されているが、設備機器において法令で定められた定期点検、自主検査、及び設備機器の保守点検（メンテナンス）が行われており、重複する点検項目がある場合は、その周期内における点検を省略することができる。

Ⅳその他
1厨房内パッケージ形空調機のエアーフィルターの交換
①交換時期
フィルター交換モニターが表示された時点
2空気調和機内の電気集塵機の清掃
①清掃時期
冷房始業前１回（時期については別途指示）
3ファンコイルユニット（１１０台）の機器及びフィルターの清掃。
①清掃時期
年１回　時期については別途指示。
4市旗等の掲揚及び降納

§２　業務内容

Ⅰ監視制御設備

Ⅰ－１要点事項

①監視制御設備の運転、監視にあたっては、建築設備の監視制御を停止することなく行うものとする。点検にあたっては、原則として停電状態で行うが、運転、監視業務に支障をきたす場合、安全を十分に確保できるときに限り、保護具等着用の上通電状態で行う。

Ⅰ－２中央監視装置

１外観＜１Ｄ＞

①－１監視用パソコン及びシステム装置（ワゴン内）の汚損、損傷の有無を目視点検し、汚れている場合は清掃する。

①－２監視用パソコン及びシステム装置（ワゴン内）の異音、異臭の有無を点検し、異常がある場合は、その原因を調査する。

２監視操作＜適＞

②－１機械等の正常な運転状態を監視し、必要に応じて制御する。又、計器類（電圧計、電流計、記録計等）の記録など設備の総合監視を行う。

②－２警報等の異常発報時の迅速な対応を行う。

３装置・機器の点検確認

③－１液晶ディスプレイ及びアナンシエータの輝度、点灯のチェックを行なう。＜１Ｄ＞

③－２装置の異常の有無の点検、スイッチポジションの目視を行い、温度及び作動の確認をする。＜１Ｄ＞

③－３プリンタ類のトナー、用紙、印字等の点検を行い、テスト装置のあるものはテストする。＜１Ｄ＞

③－４監視用パソコン及びシステム装置（ワゴン内）の異常を点検し、温度上昇やモニターの確認を行う。＜１Ｄ＞

③－５開閉機器の破損の有無を点検し、動作及び接点状態の確認を目視により行なう。＜１Ｗ＞

③－６端子部の緩みを点検し、緩みのある場合は増し締めする。＜１Ｍ＞

③－７フィルターの汚れを目視点検し、汚れている場合は清掃し、換気ファンについては異音、損傷の有無を点検する。＜１Ｍ＞

Ⅰ－３無停電電源装置

１外観＜１Ｄ＞

①－１外観の汚れ、損傷を目視点検し、汚れている場合は清掃する。

２装置・機器の点検確認＜１Ｗ＞

②－１無停電電源装置の出力特性を確認する。

②－２充電装置、表示ランプの異常を点検し、蓄電池（陰極吸収式シール形蓄電池除く）においては、液面を点検し、必要に応じて補充する。

Ⅱ電気設備

Ⅱ－１一般事項

①運転・監視は、商用電源又は非常用電源の使用状態で、原則として目視により行う。

②電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持管理及び運用についての保安規定を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行う。

③特に日常使用の多い、分電盤、制御盤等、幹線、照明器具、コンセント、点滅器等の異音、異臭、過熱、変色、不点灯等を巡視及び計器指示値等により運転・監視を行う。又、照明器具等のランプ交換時に必要な場合はランプ、反射板、カバー等の清掃を行う。

④分電盤・制御盤のキャビネット表面の除塵は日常の運転・監視業務に含む。

Ⅱ－２受変電装置

1 要点事項

①受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議して巡視経路を定め点検する。なお、異常がある場合は速やかに、詳細を記入して電気主任技術者に報告し、必要な措置を取る。

2 盤類（受電盤・配電盤・分電盤等）

②－1 外観＜1M＞

ア．周囲に保守点検スペースが確保されているか、付近に物品等が放置されていないか点検する。

イ．構造物に変形、変質はないか点検する。遮断器、開閉器類、計器類等に異常がないか目視点検する。

ウ．汚損、塗装の剥離、発錆の有無を点検し、汚損がある場合は清掃する。

エ．防水ゴムの損傷を点検し、水や塵埃等の侵入がないか確認する。

オ．ボルトの緩みを目視、又は手触により点検し、緩みがある場合は停電状態で増締めする。

カ．扉の開閉の良否、施錠の有無を点検する。

②－2 表示灯の点灯確認＜1W＞

ア．標識、表示の紛失、汚損がないか、信号灯、表示灯の点灯は正常か確認する。

②－3 指示電気計器の指示値の確認・記録＜適＞

ア．電圧、電流、力率、電力、周波数、無効電力計等、指示電気計器の指示値をよみ、指示値が規定値と大きく異なるときは、原因を解明する。

イ．異音、異臭がないか確認する。

②－4 操作用切替開閉器の機能確認＜1M＞

ア．電流・電圧計の切替器、自動・手動、切替器の機能の確認及び汚れ・損傷の有無の点検。

3 母線、ケーブル、ケーブルヘッド＜1M＞

③－1 汚れ、損傷の有無、端子部の過熱等の有無

ア．ケーブルの端末処理部、三叉分岐管、雨覆の劣化がないか、目視点検する。

イ．テープ処理部の劣化、汚損がないか目視点検する。

ウ．油入りヘッドの場合、ヘッド部からの油漏れの有無を目視点検する。

エ．母線の弛み、腐食及び損傷並びに母線と機器端子の接続部分などの過熱による変色はないか点検する。

オ．碍子の汚損及び亀裂の有無を点検する。

4 高圧機器

（変圧器）

④－1 油量の適否＜1D＞

ア．油面計により、油面が規定範囲内にあるか確認する。

④－2 温度の適否＜1D＞

ア．温度の適否を温度計の指示値により確認（温度計が付いていない場合は触手）し、異常な高温の場合は負荷電流の状態を調査する。ガス封入式のものは油温とガス圧との関係に注意する。

④－3 異音、異臭、振動の有無＜1D＞

ア．異音、異臭、異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検し、異常がある場合は過電流等の有無を調査する。

④－4 外函の汚損、錆、油漏れの有無＜1M＞

ア．変圧器外函、放熱器その他付属部品に変形や損傷がないか、又、局部加熱による塗装の変色、剥離、錆はないか点検する。

イ．放熱器、油抜、温度計取付部、本体底部から油漏がないか点検する。

ウ．変圧器架台に破損はないか、耐震装置、基礎ボルトの締付に緩みがないか点検する。

エ．接地線の外れ、断線はないか点検する。

④－5 ブッシングの汚れ、損傷、端子部過熱の有無＜1W＞

ア．端子部や導体の過熱による変色はないか点検する。

イ．ブッシング表面の塵埃や屋外型などでは塩分の付着、亀裂損傷などの有無を点検する。

④－６ブリーザの油量、乾燥剤の適否＜１Ｗ＞
ア．オイルカップの油の汚れはないか点検し、汚れている場合は交換を行う。
イ．吸湿剤の変色を点検し、場合によっては交換を行う。
④－７各ラジエータの温度差の有無＜１Ｗ＞
ア．各ラジエータに温度差はないか点検する。
④－８冷却ファンの機能の有無＜１Ｗ＞
ア．ファンの動作は正常か点検し、又、回転音、振動の異常の有無を点検する。
④－９タップ切替器＜１Ｗ＞
ア．負荷時のタップ切替器の動作回数をカウンターで確認する。
（遮断器）
④－１本体、ブッシング等、外部の異常の有無＜１Ｗ＞
ア．ブッシングの亀裂、塵埃の付着状態の目視点検を行う。
イ．地盤の変動による遮断器の傾き、基礎ボルトの緩みの有無を点検する。
ウ．外部の汚損、錆の発生等を目視で点検する。
④－２油量の適否、油漏れの有無＜１Ｗ＞
ア．油面が規定範囲内にあるか確認する。
イ．油タンクの溶接部、ブッシング部、及び排油弁等からの漏油の有無を点検する。
④－３油槽温度の適否＜１Ｗ＞
ア．温度計、サーモラベル等により温度を測定する。
④－４異音、異臭の有無＜１Ｗ＞
ア．異音、異臭の有無を点検する。
④－５操作部の損傷、錆の有無＜１Ｍ＞
ア．操作機構部の汚損、磨耗、発錆がないか点検する。
イ．指示装置の動作状態及び表示灯の断線がないか点検する。
ウ．制御用、遮断用電磁コイルの異音、異臭の有無を点検する。
（断路器）
④－１支持碍子汚れ、損傷の有無＜１Ｍ＞
ア．目視により碍子の汚れ、損傷の有無を点検する。
④－２端子及び刃の接触部変色の有無＜１Ｍ＞
ア．断路器の投入状態は正常か、又、接触部の変色はないか点検する。
イ．操作用フック棒が所定の位置にあるか確認する。
ウ．操作用空気圧の適否を圧力計により確認する。
エ．動作回数表示のあるものは、表示回数の確認をする。
（計器用変成器）
④－１外部の汚損、損傷の有無＜１Ｍ＞
ア．異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び臭覚により点検し、異状があれば原因を調査する。
イ．汚れ、損傷、亀裂（モールド型）、過熱、変色、漏油等の異常を点検する。
ウ．油量の適否を油面計により確認する。
エ．接続リードの緩み、損傷、汚れ、断線等を点検する。
（指示計器・操作）
④－１外観及び操作＜１Ｍ＞
ア．操作盤、切替スイッチ等の状態を点検する。
イ．各計器の指示値の適否を点検する。
ウ．信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は、交換する。
（保護継電器）
④－１動作表示の確認＜１Ｄ＞
ア．動作表示用ターゲットの表示を確認する。
④－２カバーの汚損の有無＜１Ｍ＞
ア．カバー及び表面ガラス面の汚れ、損傷の有無を点検する。汚れている場合は、継電器が作動しないように、清掃する。
イ．異音、異臭及び異常振動の有無を目視点検する。

ウ．試験端子部の汚れ、損傷の有無を点検する。

（避雷器・避雷針）

④－１避雷器外部の損傷、錆の有無＜１Ｍ＞

ア．汚れ、損傷、亀裂、変色、錆及び接続部の緩みの有無を点検する。

イ．接地線の緩み、損傷、断線の有無を点検する。

④－２放電記録の確認＜１Ｍ＞

ア．避雷器に放電度数計のある場合、及び放電記録紙のある場合は動作の確認、記録をする。

イ．避雷器の放電が確認され、電流磁気記録計のあるものは、放電電流を測定し、カウンターをリセットする。

ウ．コンパウンドの異常の有無を点検する。

④－３避雷針外部の損傷の有無＜１Ｍ＞

ア．避雷針の先端部に汚損、異常がないか、目視点検する。

イ．接地導線に損傷、又、付近に物品が放置されていないか点検する。

（電力ヒューズ・カットアウトスイッチ）

④－１保護筒の汚損、損傷、錆＜１Ｗ＞

ア．端子導電部の錆の有無を点検する。

イ．保護筒に汚れ、損傷がないか点検する。

④－２端子部の加熱及び変色＜１Ｗ＞

ア．端子部又は保護筒の過熱及び変色の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。

イ．接触部が完全に投入状態となっているか、点検する。

④－３碍子の汚損、損傷の有無＜１Ｗ＞

ア．碍子の汚損、亀裂、損傷の有無を点検する。

（ＧＩＳ・Ｃ－ＧＩＳ）

④－１外観＜１Ｗ＞

ア．異音、異臭、ガス漏れが無いかを点検する。

イ．ブッシングの汚損、亀裂、端子部の変色、過熱等の異常の有無の点検。

④－２表示器類の確認＜適＞

ア．開閉表示状態及びカウンターの点検。

イ．空圧、油圧を付属圧力計により確認。

④－３接地部の点検＜１Ｍ＞

ア．接地ケース、架台等の錆、損傷の有無を点検する。

イ．接地線の緩み、損傷、断線の有無を点検する。

（電力用コンデンサ）

④－１本体及びブッシング等の外部の異常の有無＜１Ｍ＞

ア．缶形コンデンサの容器に膨らみ、油漏れ等がないかどうか点検する。

イ．ブッシング箇所に汚れ、損傷、亀裂がないか、又コロナ音の発生がないか点検する。

ウ．コンデンサ、直列リアクトルに異常音がないか点検する。

エ．コンデンサ回路に電流計があるものは、電流値を確認し、不均衡がないか確認する。

オ．端子部の接続の良否を点検する。

5 低圧機器

（遮断器、開閉器、電磁接触器）高圧機器に準ずる。

（断路器）高圧機器に準ずる。

（計器用変成器）高圧機器に準ずる。

（指示計器、表示操作）高圧機器に準ずる。

（保護継電器）高圧機器に準ずる。

（コンデンサ）高圧機器に準ずる。

6 キュービクル式高圧受電設備

⑥－１外観＜１Ｍ＞

ア．キュービクル周囲に危険物等が放置されいてないか確認する。

イ．キユービクルに変形、汚れ、損傷がないか、又、覗き窓ガラスに汚損がないか点検し、汚れている場合は清掃する。防水ゴムの緩みはないか点検する。

ウ．扉の開閉に不具合はないか、点検する。又、塗装の剥離や錆がないか点検する。
エ．外棚がある場合、全体の状態の良否を点検する。
オ．標識に汚損や損傷がないか確認する。

⑥－２振動、異音、温度、臭気の確認＜１Ｗ＞
ア．振動、異常音、臭気などはないか注意する。異常があるときは、収納機器を点検して発生源を確認する。
イ．盤内の温度が異常に高いときは点検する。
ウ．換気扉が設置されている場合は、機能は正常か確認する。

⑥－３表示灯の点検、確認＜１Ｗ＞
ア．表示ランプ等は正常に点灯しているか、また、断線がないか点検する。

⑥－４計器指示値の確認、記録＜１Ｗ＞
ア．計器類の指示は正常か確認し、指示値を記録する。

⑥－５小動物の侵入の確認＜１Ｗ＞
ア．キュービクル内に鼠等が侵入した痕跡がないか点検する。あった場合は侵入防止の措置をとる。

７接地端子函

⑦－１外函の汚れ、損傷＜１Ｍ＞
ア．外部の汚れ、損傷、錆の有無を目視点検する。

⑦－２漏れ電流の測定＜１Ｍ＞
ア．接地母線に漏れ電流をクランプ漏洩電流計にて測定する。

８幹線（バスダクト等）

⑧－１汚れ、損傷、変形の有無＜１Ｍ＞
ア．汚れ、損傷、変形を目視により点検する。

⑧－２端子部の過熱、変色の有無＜１Ｍ＞
ア．端子部の緩みによる発熱の有無を目視点検する。

⑧－３支持金物類の取付状態＜１Ｍ＞
ア．ダクト及び支持金物が堅固に固定されているか確認する。

⑧－４フランジ部の緩みの有無＜１Ｍ＞
ア．ダクト相互、導体相互の締付ボルトに緩みがないか目視点検する。

９電気室

⑨－１漏水、浸水の有無＜１Ｍ＞
ア．天井、壁等に漏水、浸水跡がないか目視点検する。

⑨－２支持金物類の取付状態＜１Ｍ＞
ア．天井、壁等への支持金物類の取付状態を目視点検する。

⑨－３小動物の侵入の確認＜１Ｗ＞
ア．電気室内に鼠等が侵入した痕跡がないか点検する。あった場合は侵入防止の措置をとる。

⑨－４標識の汚損、取付状態＜１Ｍ＞
ア．標識、表示の紛失、汚損がないか目視点検する。又、取付状態も点検する。

Ⅱ－３自家発電装置

１要点事項

①自家発電設備の運転・監視はシステムの安定的、効率的な運転及び緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

２自家発電装置

②－１外観等＜１Ｗ＞
ア．共通台板、台上に搭載された機器等に変形、損傷、脱落等の有無を目視点検する。
イ．燃料油、潤滑油の漏れの有無を点検する。
ウ．冷却水の漏れの有無を点検する。
エ．接地線及びその他の配線の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。

３配電盤類

③－１外観等
ア．各計器の指示値の適否を点検する。＜適＞
イ．保護継電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し、復

帰する。＜適＞
ウ．遮断器、切替用開閉器等の開閉状態が正常であることを確認する。＜適＞
エ．自家発電装置が始動及び自動運転待機状態にあることを確認する。＜適＞
オ．表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。＜１Ｍ＞
カ．警報作動状態を試験用押しボタン等により点検し、確実に動作することを確認する。＜１Ｍ＞
キ．手動断路器の接触面の変色、開止め状態、汚損等の有無を点検する。＜１Ｍ＞

４付属装置

④－１充電装置＜１Ｍ＞
ア．各計器の指示値の適否を点検する。
イ．表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。
ウ．警報作動状態を試験用押しボタン等により点検し、確実に動作することを確認する。
エ．操作、切替スイッチ等の状態を点検する。
オ．汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を目視等により確認する。
カ．トリクル充電、又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を計器指示値により確認する。
キ．換気の適性を確認し、適正温度を常に保つようにする。

④－２蓄電池＜１Ｍ＞
ア．蓄電池の損傷、液漏れ、汚れ等の有無を点検する。
イ．蓄電池の電解液面を点検し、常に適正液面にあるよう保つ。
ウ．蓄電池の端子の緩みを点検する。

④－３始動用空気圧縮設備＜１Ｍ＞
ア．タンクの圧力計により、空気圧が適正か確認する。
イ．外観及びベルトの具合を点検する。
ウ．圧縮タンク内のドレン排水を行う。

④－４燃料タンク・ポンプ＜１Ｗ＞
ア．配管の油漏れ、変形、損傷の確認をする。
イ．運転に必要な残油量を点検する。

④－５冷却機器＜１Ｗ＞
ア．タンク、配管の水漏れ、変形、損傷の確認をする。
イ．運転に必要な冷却水量を点検する。

④－６ラジエータ＜１Ｗ＞
ア．ラジエータの水漏れ、変形、損傷の確認をする。
イ．ラジエータ周辺に障害物がないか確認する。
ウ．ベルトの具合を点検、調整する。

④－７換気装置＜１Ｍ＞
ア．強制換気装置が適正に作動しているか点検する。

④－８排気管・消音器＜１Ｗ＞
ア．排気管周辺部に可燃物がないか確認する。又、貫通部の断熱材保護部に変形、損傷がないか確認する。
イ．排気管の支持金具の緩み、変形、損傷がないか点検する。

④－９バルブ＜１Ｗ＞
ア．各バルブの開閉位置を点検する。

Ⅱ－４電源装置

１直流電源装置

①－１整流装置＜１Ｗ＞
ア．汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。
イ．トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を指示値等により確認する。

ウ．操作、切替スイッチ等の状態を点検する。
エ．換気が適正であるかを点検し、常に温度管理を行う。
オ．表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。

①－２蓄電池＜１Ｍ＞
ア．蓄電池の損傷、液漏れ、汚れ等の有無を点検する。
イ．蓄電池の電解液面を点検し、常に適正液面にあるよう保つ。
ウ．蓄電池の端子の緩みを点検する。

２交流無停電電源装置＜１Ｗ＞

②－１整流装置、インバータ装置
ア．汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。
イ．トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を指示値等により確認する。
ウ．操作、切替スイッチ等の状態を点検する。
エ．換気が適正であるかを点検し、常に温度管理を行う。
オ．表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、球切れがある場合は交換する。
カ．変圧器の異音、異臭、異常振動の有無を確認し、異常がある場合は過電流等の有無を調査する。

②－２蓄電池＜１Ｍ＞
ア．蓄電池の損傷、液漏れ、汚れ等の有無を点検する。
イ．蓄電池の電解液面を点検し、常に適正液面にあるよう保つ。
ウ．蓄電池の端子の緩みを点検する。

Ⅱ－５構内設備

①－１構内交換設備＜１Ｍ＞
ア．機器類に塵埃、腐食、浸水の有無の点検、温湿度等の確認をする。事故発生時の対処、記録を行う。

①－２構内配電線路＜１Ｍ＞
ア．架空線、引込線及びちょう架線等の損傷、弛み等の有無を点検する。
イ．電柱、支持物等の損傷、傾斜、脱落、腐朽等の有無を点検する。
ウ．ケーブル本体、端末の損傷、腐食の有無を点検する。
エ．接地線の緩み、損傷、及び断線の有無を点検する。
オ．マンホール等の蓋の損傷の点検、及び浸水、ひび割れの有無を点検する。

Ⅲその他設備

１電気時計

①－１外観他
ア．時刻補正装置の付いていないものは、時報に合わせて補正する。＜１Ｗ＞
イ．機器類の汚損、腐食についての有無を点検する。＜１Ｍ＞
ウ．電圧の規定値を確認し、調整する。＜１Ｍ＞
エ．異音、異臭の有無を確認し、異常がある場合は原因調査する。＜１Ｍ＞

２放送設備

②－１外観他１＜１Ｍ＞
ア．機器類の汚損、腐食についての有無を点検する。
イ．電圧の規定値を確認し、調整する。
ウ．異音、異臭の有無を確認し、異常がある場合は原因調査する。
エ．試験放送を行い、音質の良否を確認し、調整する。

３テレビ共聴設備

③－１外観他＜１Ｍ＞
ア．アンテナマストの取付け状態を点検し、アンテナ素子の折損、脱落、
方向性を点検する。
イ．同軸ケーブルが正しく固定されているか点検する。
ウ．混合器、増幅器、分配器、分岐器の取付け状態を点検する。

４外灯設備（航空障害灯他）

④－１外観他＜１Ｍ＞
ア．点灯状態を点検し、不良の場合は交換する。
イ．損傷、破損、腐食の有無を点検する。
ウ．制御盤の異音、異臭、発熱の有無、及び警報作動状態を確認する。

５エレベーター

⑤－１戸＜１Ｗ＞
ア．扉の開閉が円滑か、異音、異常振動がないか点検する。
イ．戸閉め安全装置が正常に作動するか、点検する。
ウ．敷居溝に異物がないか点検する。

⑤－２ホール＜１Ｗ＞
ア．行先表示灯に球切れがないか点検する。
イ．ボタン類に破損、汚損がないか点検する。

⑤－３籠＜１Ｗ＞
ア．戸、壁、天井、床に剥離、損傷がないか点検する。
イ．操作盤、換気装置に損傷、異常がないか点検する。
ウ．照明、位置表示器に球切れがないか点検する。

⑤－４連絡装置＜１Ｍ＞
ア．ベル、ブザーが正常に作動するか点検する。
イ．インターホン、電話機で通話できるか確認する。

⑤－５運行状況＜１Ｍ＞
ア．加速、減速、振動等に異常がないか点検する。
イ．着床が正常か確認する。

６照明器具

⑥－１蛍光灯等＜適＞
ア．照明器具に球切れがないか点検する。
イ．球切れがあった場合は、適宜交換を行う。

Ⅳ機械設備

Ⅳ－１要点事項

①運転に係る取扱を法令で定めている場合に該当法令の定めるところによる。
②機器又は設備の運転は、性能及び規格に適した燃料及び補給材を用い、取扱い説明書に従い適正に操作する。
③運転開始前若しくは運転終了直後又は運転中、巡視その他必要な状態監視を行う。
④機器又は設備の運転・監視記録は、機器の種別に応じてそれぞれ定められた項目について行う。
⑤電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の運転又は監視について、必要な場合には電気主任技術者と協議する。

Ⅳ－２温熱源設備

１要点事項

①「労働安全衛生法」、「同法施行令」及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによるほか、ボイラー設置場所以外の監視室で監視及び制御が行われるボイラーにあっては「ボイラーの遠隔制御についての基準」、燃焼装置としてバーナーを使用する蒸気ボイラー（単管式貫流ボイラーを除く）にあっては「ボイラーの低水位による事故防止に関する技術上の指針」による。

２ボイラー設備＜１Ｄ＞

②－１圧力計・温度計・水面計
ア．圧力計、温度計の指示値を確認し、異常がないかを確認する。
イ．水面計の指示値を確認し、水位に異常がないか確認する。
ウ．水面計の缶水を吹き出した後、缶水を導き蒸気側、水側の流通を確認する。

②－２ボイラー水＜１Ｄ＞
ア．ボイラー水の吹き出しを行う。
イ．缶水をサンプリングする。
ウ．缶水の汚濁を点検する。

②－３自動制御盤＜１Ｄ＞

ア．起動信号から主バーナーへ着火までの時間を確認する。
イ．不着火警報装置が正常に作動するか確認する。
ウ．制御盤盤内の配線接続端子の緩みを確認する。
エ．電気系統部品の破損、損傷の有無を確認する。

②－４ダンパー・ベーン＜１Ｄ＞
ア．煙道ダンパー・ベーンの作動状態と指示板との差異を点検する。

②－５外観＜１Ｍ＞
ア．ボイラー本体等に汚損、損傷がないか点検する。
イ．付属機器に汚損、損傷がないか点検する。

②－６ボイラー燃焼室＜１Ｗ＞
ア．水管、煙管や控管の取付部に水漏れがないか点検する。
イ．ボイラーの耐火材及びパッキンの焼損、脱落がないか確認する。
ウ．ケーシングに焼損がないか点検する。
エ．耐火材のクラック、脱落、膨出及び目地の損傷がないか点検する。
オ．亀裂、腐食、変形、膨出、過熱の有無を調査する。

②－７付属配管＜１Ｍ＞
ア．油漏れ、ガス漏れがないか点検する。
イ．継手や取付ボルトに緩みがないか。

②－８保安装置＜１Ｍ＞
ア．安全弁、逃し弁の機能の確認をする。
イ．燃料遮断装置の機能を確認する。
ウ．水位調整装置の機能を確認する。
エ．圧力調節器の圧力比例帯の作動を確認する。
オ．圧力調整装置の機能を確認する。

３付属装置

③－１給水装置
ア．自動水位調節機により、常に水位が正常に保たれているか確認する。＜１Ｄ＞
イ．ポンプのグランドの漏水量を点検する。＜１Ｍ＞
ウ．往復式ポンプのピストン部プランジャー部の異音、水流の脈流を点検する。＜１Ｍ＞

③－２バーナーノズル＜１Ｄ＞
ア．オイルカップ回り、ノズルチップの汚れを点検する。

③－３燃料調整バルブ＜１Ｄ＞
ア．ガス量又は油量及びガス圧又は油圧の設定値を確認し、調整する。
イ．リンケージ、モジュールコントロールモーターの作動を点検する。
ウ．電磁弁の作動を点検する。

③－４フレームアイ＜１Ｄ＞
ア．点火時に異常なく作動することを点検する。
イ．保護ガラスやレンズの汚損を確認する。

③－５低水位遮断装置＜１Ｄ＞
ア．バーナー停止、警報発生が正常に作動するか確認する。

③－６着火装置＜１Ｄ＞
ア．電極棒の汚れ、焼損がないか確認する。
イ．電極棒の隙間が適切か確認する。

③－７オイルタンク＜１Ｄ＞
ア．タンクからボイラーまでの油配管に油漏れがないか確認する。

③－９タップ切替器＜１Ｍ＞
ア．負荷時のタップ切替器の動作回数をカウンターで確認する。

③－10オイルギヤーポンプ＜１Ｍ＞
ア．フロートスイッチを作動させ、ギヤーポンプが正常に作動するか確認する。

③－11ガス配管＜１Ｄ＞
ア．ガス臭気がないか確認する。
イ．換気装置が正常に作動するか確認する。

③－12ガスメーター＜１Ｄ＞

ア．ガスメーターが正常に作動するか確認する。
③－13ガス遮断弁＜１Ｍ＞
ア．異常時に確実に作動するか確認する。
③－14 煙道及び煙突＜１Ｍ＞
ア．灰、煤塵の堆積状態を確認する。
イ．煤塵濃度計の点検をする。
4 熱交換器・ストレージタンク
④－１外観＜１Ｍ＞
ア．損傷、錆、水漏れがないか確認する。
イ．水温、水頭圧、蒸気圧が適正か確認する。

Ⅳ－３冷熱源設備
1 ガス吸収冷温水機
①－１外観・配管＜１Ｄ＞
ア．機器、配管からのガス漏れ、油漏れがないか点検する。
イ．配管の継手、締付ボルトに緩みがないか点検する。
①－２燃焼状態＜１Ｄ＞
ア．燃焼が正常か点検する。
イ．パイロットバーナー、メインバーナーの着火状態を確認する。
①－３着火装置＜１Ｄ＞
ア．電極棒に汚れ、焼損がないか確認する。
イ．電極棒の隙間が適当か確認する。
①－４キャンドモーター・ポンプ＜１Ｄ＞
ア．冷媒及び吸収液ポンプを点検する。
①－５抽気ポンプ＜１Ｗ＞
ア．抽気ポンプ油の溶液の色、量を確認する。
①－６真空度＜１Ｄ＞
ア．運転中はマノメーターにより点検する。
①－７自動制御装置
ア．操作回路、容量制御装置を点検する。
イ．マグネットスイッチの作動音を確認する。
ウ．結晶解除装置のグラジアルスイッチを点検する。
①－８保安装置＜１Ｄ＞
ア．燃焼遮断装置が正常に作動するか点検する。
イ．フレームアイが点火時に正常に作動するか確認する。
①－９計器指示値、温度、圧力、真空度＜適＞
ア．運転中の指示値の確認をする。
イ．運転中における指針の動きの異常を確認する。
ウ．無負荷時の指針を確認する。
エ．再生器の圧力を確認する。
オ．液面計の液面を点検する。
カ．蒸発器、吸収器、再生器、凝縮器、ポンプ等の温度、圧力、電流等を確認する。
2 ポンプ類
②－１冷却水循環系統＜１Ｄ＞
ア．流量計の作動を確認する。
イ．吸入側の連成計の指示値を確認する。
ウ．ポンプの吐出圧力を点検する。
エ．吸入側、吐出側の温度差を確認する。
②－２ポンプ＜１Ｄ＞
ア．異常音、異常発熱、異常振動、グランドパッキンの異常の確認をする。
イ．電流値の点検をする。
ウ．電動機とのカップリングの異常を確認する。
②－３外観＜１Ｄ＞
ア．運転中のサージング発生の有無を点検する。
イ．結露の有無を点検する。

③自動制御装置＜１Ｍ＞
ア．指示指針の位置の適否の確認をする。
イ．表示ランプの点灯を点検する。
④保安装置＜１Ｍ＞
ア．各種リレーの設定値及び作動を点検する。
イ．保安用配管の点検をする。
ウ．保安用配線及びターミナルの緩み、破損、変色の有無を点検する。
エ．アンダーローの運転状態における電流値、圧力を確認する。
⑤計器の指示値＜適＞
ア．運転中の指示値の確認をする。
イ．運転中における指針の動きの異常を確認する。
ウ．無負荷時の指針を確認する。
エ．再生器の圧力を確認する。
オ．液面計の液面を点検する。
⑥冷媒漏れ等＜１Ｍ＞
ア．弁、配管から冷媒漏れがないか点検する。
イ．蒸発圧力が設定値より低すぎないか点検する。

Ｖ冷暖房関連機器

Ｖ－１空気調和装置
１パッケージ型空気調和機
①－１冷却水温度＜１Ｄ＞
ア．冷却水の出入口温度が適正か確認する。
①－２電圧・電流値＜１Ｄ＞
ア．電圧及び運転時電流を確認する。
①－３異音・異常振動＜１Ｍ＞
ア．本体・圧縮機の異常音及び異常振動の有無を点検する。
イ．取付ボルトの緩みを点検する。
①－４自動制御盤＜１Ｍ＞
ア．センサーの設定条件とおりに作動しているか確認する。
イ．高圧リレーが冷却ポンプ又はファンモーターを停止して、圧力計がある場合は設定圧力で作動するか点検する。
ウ．低圧リレーがポンプをダウンして圧力計がある場合は設定圧力で作動するか点検する。
エ．油圧保護リレーが油圧配管バルブを開にして圧力計がある場合は設定圧力、設定時間で作動するか点検する。
オ．圧縮機停止中に通水量を絞り、断水遮断装置が作動するときの水圧を圧力計がある場合は確認する。
①－５付属機器＜１Ｍ＞
ア．送風ダクト、換気ダクト、その他付属機器の損傷及び腐食を点検する。
①－６エアーフィルター＜１Ｍ＞
ア．フィルターの付着物、損傷の有無、取付状況等を点検する。軽微な清掃作業の場合は実行する。
①－７ファンコイル＜１Ｍ＞
ア．ファンコイル表面の塵埃の付着状況を点検する。
①－８各種配管＜１Ｍ＞
ア．冷却、冷媒等の配管の外力、腐食、損傷、水漏れ等を点検する。
①－９ドレパン＜１Ｍ＞
ア．ドレパン排水口の詰まりを点検する。
イ．ドレパン排水口ストレーナの目詰まり、腐食を点検する。
２空気調和機
②－１エアーフィルター＜１Ｍ＞
ア．エアーフィルターの付着状態を点検する。マノメーター等で汚れの判断をする。
イ．フィルター破損、濾材取付枠の破損、フィルターの装着状態を点検する。

②－２温・湿センサー＜１Ｍ＞
ア．温・湿センサーの作動を点検し、調整する。
②－３ボリュームダンパー＜１Ｍ＞
ア．ダンパーの実際開度表示の対比及び、開閉具合を点検する。
②－４ケーシング部＜１Ｍ＞
ア．保温、収音材等の剥離、欠落を点検する。
②－５自動制御装置＜１Ｍ＞
ア．センサーの設定条件とおりに作動しているか確認する。
イ．エアー式ダンパー操作器の作動を点検する。
ウ．コントローラー及び圧力の設定を点検する。
エ．ブースターリレー、リバースリレーからの空気漏れを点検する。
②－６空調機内部＜１Ｍ＞
ア．送風ダクト、整流板、加湿管、エリミネーター、ダンパー均圧板の汚れを点検する。
イ．ダクト及びエアーチャンバー内部の断熱材の汚れ、剥離を点検する。
②－７自動弁＜１Ｍ＞
ア．エアーバルブ及び電磁弁からの空気漏れと空気の流れを点検する。
イ．エアー式三方電磁弁からの空気漏れを点検する。
ウ．二方弁、三方弁装置等、リンク機構の作動を点検する。
②－８ドレパン＜１Ｍ＞
ア．ドレパン排水口の詰まりを点検する。
イ．ドレパン排水口ストレーナの目詰まり、腐食を点検する。
②－９コイル＜１Ｍ＞
ア．フィンコイル表面の塵埃の付着状態を点検する。

3 空気清浄装置・加湿器
③－１ケーシング＜１Ｍ＞
ア．水及び空気の流れの異常騒音を点検する。
③－２ノズル＜１Ｍ＞
ア．噴射ノズルの噴霧状態を点検する。
③－３水槽＜１Ｍ＞
ア．集水槽の沈積物、付着物の有無を点検する。
イ．金属製の場合は、腐食を点検する。
ウ．槽壁及びタッピングからの亀裂を点検する。
③－４分布板・エリミネーター＜１Ｍ＞
ア．汚損、破損がないか点検する。
イ．腐食がないか点検する。
③－５補給水用フロート＜１Ｍ＞
ア．フロートの作動状態を点検する。
イ．バルブ各部の磨耗、変形、損傷を点検する。
③－６配管＜１Ｍ＞
ア．配管に腐食がないか点検する。

4 ファンコイルユニット
④－１送風機＜１Ｍ＞
ア．異常音、異常振動がないか点検する。
④－２ファンコイル＜１Ｍ＞
ア．汚損がないか点検する。
④－３ドレパン＜１Ｍ＞
ア．ドレパン排水口の詰まりを点検する。
イ．ドレパン排水口ストレーナの目詰まり、腐食を点検する。
④－４エアーフィルター＜１Ｍ＞
ア．エアーフィルターに汚損がないか点検する。
④－５自動制御装置＜１Ｍ＞
ア．スピードコントローラーによる調節により、作動点検をする。

5 電気集塵機
⑤－１塵埃捕集状況＜１Ｍ＞
ア．集塵ユニット面の汚れを点検する。

イ．集塵ユニットの取付部の緩みを点検する。
ウ．電離部のイオン化線の断線の有無を点検する。

⑤－２バックフィルター＜１Ｍ＞
ア．汚損、取付状態を点検する。

⑤－３電源部＜１Ｍ＞
ア．直流高圧発生装置の機能を点検する。
イ．マンホール用安全スイッチ、マイクロスイッチの作動を点検する。
ウ．碍子の破損、汚損を点検する。
エ．インターロックスイッチの機能を点検する。
オ．高圧電源ボックス内部の異常発熱、異臭を点検する。

6 エアーフィルター（オートロール型）

⑥－１巻取装置＜１Ｍ＞
ア．シャフトの汚れ、破損、錆等の有無を点検する。
イ．軸受グリスを点検する。
ウ．エンドレスチェーン及びギヤーの汚れ、破損、錆等の有無を点検し、必要に応じて注油する。
エ．ガイドロールの汚れを点検する。
オ．メディアの中心に正しく取り付てあるか点検する。
カ．テンションパネル用スプリングの取付状態を点検する。
キ．巻終り警報装置が正常に作動するか点検する。

⑥－２差圧検知装置＜１Ｍ＞
ア．気流に対して直角に取付けられているか点検する。
イ．停止時の差圧指針計を確認する。
ウ．ビニールホースの接合部、ホースからの漏気を点検する。

⑥－３自動制御装置＜１Ｍ＞
ア．微差圧スイッチの作動状態を点検する。
イ．表示ランプの点灯を点検する。
ウ．電磁開閉器の作動状態を点検する。

7 クーリングタワー

⑦－１水槽＜１Ｍ＞
ア．冷却水の汚れがないか点検する。
イ．水槽内の沈殿物、水垢、苔の発生状態を点検する。
ウ．水槽内外の錆、塗装の剥がれを点検する。

⑦－２送風機＜１Ｍ＞
ア．電流計の指針を点検する。
イ．異音、振動、ファンの回転状態を点検する。

⑦－３外観＜１Ｍ＞
ア．損傷、錆、腐食の有無を点検する。

⑦－４補給水フロート弁＜１Ｍ＞
ア．水槽水量を点検する。
イ．フロートの機能を点検する。

⑦－５充填材＜１Ｍ＞
ア．破損、変形を点検する。
イ．冷却水槽内に充填材の破片がないか点検する。

⑦－６軸受＜１Ｍ＞
ア．異音、異臭、異常発熱がないか点検する。

⑦－７Ｖベルト＜１Ｍ＞
ア．ベルトの張り具合を点検する。
イ．亀裂、磨耗度を点検する。

⑦－８水処理装置（付属の場合）＜１Ｍ＞
ア．装置内の汚れを点検する。

8 冷温水、冷却水循環装置

⑧－１膨脹タンク＜１Ｍ＞
ア．タンク内外の腐食の有無を点検する。

⑧－２配管系＜１Ｍ＞
ア．配管、弁、コイル、ポンプ等の接続部からの漏水を点検する。

イ．保温、防露カバーの剥離、欠落を点検する。

⑧－３バルブ＜１Ｍ＞

ア．変形、損傷、錆の有無を点検する。

イ．円滑に動くか確認する。

⑧－４蓄熱槽＜１Ｍ＞

ア．槽内の水の汚れを点検する。

イ．浮遊物の有無を点検する。

ウ．異臭の有無を点検する。

⑧－５可動部＜１Ｍ＞

ア．ポンプ等可動部の異音、異常振動、異常過熱を点検する。

イ．軸受温度に異常がないか点検する。

ウ．潤滑油の汚れ、適量を点検する。

エ．連成計の規定値を確認する。

９全熱交換機（回転・静止型）

⑨－１エアーフィルター＜１Ｍ＞

ア．付着物の状況、破損、装着状況を点検する。

⑨－２本体＜１Ｍ＞

ア．異音、異常振動、Ｖベルト等の変形、破損を点検する。

⑨－３エレメント＜１Ｍ＞

ア．エレメントの付着物を点検する。

イ．エレメントの破損を点検する。

１０送風機、排風機、風洞等装置

⑩－１羽根車・ケーシング＜１Ｍ＞

ア．羽根車、ケーシングの汚れの有無を点検する。

⑩－２本体＜１Ｍ＞

ア．異音、異常振動を点検する。

イ．ボルト類の緩みを点検する。

ウ．錆・腐食がないか点検する。

⑩－３Ｖベルト＜１Ｍ＞

ア．ベルトの張り具合を点検する。

イ．亀裂、磨耗度を点検する。

⑩－４軸受＜１Ｍ＞

ア．軸受温度を点検する。

⑩－５電圧・電流＜１Ｄ＞

ア．電圧、電流の適否を点検する。

⑩－６風道＜１Ｍ＞

ア．風道測定時、著しく風量低下が認められたときは、ダクトの外れ、接続フランジの緩みを点検する。

⑩－７吹出口・換気口＜１Ｍ＞

ア．吹出口・換気口の汚れの状況を点検する。

⑩－８キャンバス＜１Ｍ＞

ア．キャンバスの破損を点検する。

⑩－９ダクト・フード・グリスフィルター＜１Ｍ＞

ア．ダクト・フード・グリスフィルターの汚れを点検する。

１１赤外線ヒーター

⑪－１異音、異臭の有無を点検し、異常がある場合はその原因を調査する。

Ⅵ給排水設備

１受水槽、高架水槽、雑用水槽

①－１警報、制御装置＜１Ｍ＞

ア．フロートスイッチ又は、電極棒の取り付け状態を点検し、槽内の水位調整を行う。

①－２錆及び損傷＜１Ｍ＞

ア．架台等の錆、損傷の有無を点検する。

①－３ボールタップ及びＦＭバルブ＜１Ｍ＞

ア．槽内の水位レベルとボールタップからの給水量を点検する。

イ．取付ボルトの緩みを点検する。

2 給水ポンプ

②－1 作動時の圧力、電流値＜1D＞

ア．揚程圧及び電流値が規定値の範囲内か確認する。

②－2 異音、振動＜1D＞

ア．通常運転時の回転音、振動等について点検する。

②－3 フロート弁、逆止弁の作動＜1M＞

ア．呼水コックを開き、呼水カップの水位が下がらないか確認する。

②－4 グランド部からの滴下量＜1M＞

ア．グランド部からの滴下量が適量か確認し、調節する。

②－5 カップリング＜1M＞

ア．カップリングの狂い、継手ゴムの摩耗、ボルトの緩みを確認する。

②－6 ドレンの排水状態＜1M＞

ア．排水口の詰まり、排水状態を点検する。

3 給水管

③－1 水漏れ＜1M＞

ア．配管接続部よりの水漏れ及び損傷を点検する。

③－2 バルブ＜1M＞

ア．損傷等を点検すると共に、円滑に動くか確認する。

③－3 水槽＜1M＞

ア．集水槽の沈積物、付着物の有無を点検する。

イ．金属製の場合は、腐食を点検する。

ウ．槽壁及びタッピングからの亀裂を点検する。

③－4 分布板・エリミネーター＜1M＞

ア．汚損、破損がないか点検する。

イ．腐食がないか点検する。

③－5 補給水用フロート＜1M＞

ア．フロートの作動状態を点検する。

イ．バルブ各部の磨耗、変形、損傷を点検する。

③－6 配管＜1M＞

ア．配管に腐食がないか点検する。

4 雑排水槽、雨水槽、湧水槽

④－1 悪臭の有無＜1M＞

ア．内外部に臭気の発生がないか点検する。

④－2 警報、制御装置＜1M＞

ア．フロートスイッチ又は、電極棒の取り付け状態を点検し、槽内の水位調整を行う。

④－3 マンホール＜1M＞

ア．マンホールにごみ等が溜まっていないか確認する。

5 排水桝

⑤－1 悪臭の有無＜1M＞

ア．内外部に臭気の発生がないか点検する。

6 雑排水ポンプ、湧水ポンプ、雨水ポンプ

⑥－1 作動時の圧力、電流値＜1D＞

ア．揚程圧及び電流値が規定値の範囲内か確認する。

⑥－2 異音、振動＜1D＞

ア．通常運転時の回転音、振動等について点検する。

⑥－3 逆止弁の作動＜1M＞

ア．呼水コックを開き、呼水カップの水位が下がらないか確認する。

7 電気湯沸器

⑦－1 設定温度の適否を温度計の指示値により確認、点検する。

⑦－2 異音、異臭がないか点検し、異常がある場合はその原因を調査する。

§３　運転監視機器類一覧表　　ＮＯ．１

機　器　名	メーカー名	摘　　要
Ⅰ 監視制御設備 中央監視制御システム	アズビル㈱	ｓａｖｉｃ－ｎｅｔＦＸｍｉｎｉ×１ （中央監視装置） リモートアナシエター×１ リモート制御盤×５
Ⅱ 電気設備 キュービクル式高圧受電設備 受電盤・コンデンサー盤 電灯盤・Ｘ線盤・動力盤 非常動力盤	日満電気㈱	動力（三相）２００ＫＶＡ×１ 電灯（単相）１００ＫＶＡ×１ Ｘ線（〃　）　５０ＫＶＡ×１
自家発電装置	㈱クボタ	２２０Ｖ　　８５ＫＶＡ
直流電源装置	㈱ユアサコーポレーション	１００Ａｈ（１２セル）
Ⅲ その他 電気時計	㈱服部セイコー	４２個
放送装置	ＴＯＡ㈱	非常用放送設備 非常用遠隔操作器　他
照明器具・外灯設備等	松下電工㈱	別紙照明器具等一覧表
テレビ共聴設備	八木アンテナ㈱	
Ⅳ 機械設備 冷熱源設備	川重冷熱工業㈱	ガス吸収冷温水機×２ 冷房能力 ２７３，０００ｃａｌ／ｈ 暖房能力 ２７９，０００ｃａｌ／ｈ
Ⅴ 冷暖房関連機器 空気調和機	昭和鉄工㈱	６台
クーリングタワー	空研工業㈱	５２８，０００ｃａｌ／ｈ×２
冷却水ポンプ	㈱川本製作所	１００φ×１．６ｍ／ｍｉｎ×２５ｍ １５ＫＷ×２

§３　運転監視機器類一覧表　　ＮＯ．２

機　器　名	メーカー名	摘　　要
冷温水ポンプ	㈱川本製作所	１次　６５φ×０．９１ｍ／ｍｉｎ×１５ｍ ５．５ＫＷ×２ ２次　５０φ×０．４５５ｍ／ｍｉｎ×２５ｍ ５．５ＫＷ×４
冷却水処理装置	栗田工業㈱	３６cc／ｍｉｎ×２
膨張タンク（空調用）		０．２ｔ
ファンコイルユニット	昭和鉄工㈱	１１０台
パッケージ形空調機	三洋電機㈱ ダイキン工業㈱	３台
送風器	松下産業㈱	８台
排風器	〃	３７台
全熱交換器	〃	１１台
赤外線ヒーター	ダイキン工業㈱	８００Ｗ×５台
Ⅵ 給排水設備 受水槽　（給湯用） 高架水槽（給湯用補給用） 雑用水槽 膨張タンク（給湯用）	積水プラントシステム㈱	ＦＲＰ製 ３．０ｔ ２．３ｔ ４．４ｔ ０．３ｔ
給湯ボイラー（ガス焚） 貯湯タンク	昭和鉄工㈱	能力１００，０００ｋｃａｌ／ｈ 伝熱面積５．５０㎡ １．５ｔ
揚水ポンプ （給湯用） 小型給水ポンプ （受水槽高架水槽用）	㈱川本製作所 〃	４０φ×０．０８ｍ／ｍｉｎ×３５ｍ ２．２ＫＷ×２ ３２φ×０．０４ｍ／ｍｉｎ×４０ｍ （起動圧３．６kgｆ／㎝） ２．２ＫＷ×２
給湯循環ポンプ	〃 〃	２５φ×０．０３５ｍ／ｍｉｎ×５ｍ ０．１５ＫＷ×１ ２５φ×０．０２ｍ／ｍｉｎ×１０ｍ ０．２５ＫＷ×１

§３　運転監視機器類一覧表　　ＮＯ．３

機　器　名	メーカー名	摘　　要
排水ポンプ（水中） 雑排水槽用	㈱川本製作所	５０φ×０．１ｍ／ｍｉｎ×１０ｍ ０．７５ＫＷ×２
湧水槽用	〃	５０φ×０．０７ｍ／ｍｉｎ×１０ｍ ０．７５ＫＷ×２
	〃	５０φ×０．０８ｍ／ｍｉｎ×５ｍ ０．４ＫＷ×２
雨水槽用	〃	５０φ×０．０７ｍ／ｍｉｎ×８ｍ ０．４ＫＷ×２
消火ポンプ	㈱川本製作所	１００φ×９００ｌ／ｍｉｎ×７１ｍ １８．５ＫＷ×１
消火充水用タンク	ホーコス（株）	０．５ｔ
電気湯沸器	細山熱器㈱	１２ﾘｯﾄﾙ×７

照明器具等一覧表

照会記号	名称	数量	備考
Ａ２２	ＦＲＳ２－２０２ ＦＬ２０×２埋込本体	８	
Ａ２２’	Ｋ１－ＦＲＳ２－２０２ ＦＬ２０×２埋込下面開放ＢＴ	３	
Ａ２３	埋込４３５Ｋ２０Ｗタイプ ＦＬ２０×３　１００ＶＧＨ	１７	
Ａ２３’	埋込４３５Ｋ２０Ｗタイプ ＦＬ２０×３電池内蔵５５％	２	
ＧＡ２３	埋込４３５Ｋ２０Ｗタイプ ＦＬ２０×３　１００ＶＧＨ	４	
Ａ４２	ＦＲＳ２－４０２ ＦＬＲ４０×２埋込本体	１３２	
	MY-B44033/22/N AHTN 連結タイプ　先端用	３	2階プレイルーム（R2.3LED取替）
	MY-B44033/23/N AHTN 連結タイプ　中間用	７	2階プレイルーム（R2.3月LED取替）
	MY-B44033/24/N AHTN 連結タイプ　終端用	３	2階プレイルーム（R2.3月LED取替）
	ライトバーNNL4400ENPLE9	１２	1階保育室１及び2階事務室（R5.2～3LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/17/23	１４	2階男子更衣室、2階女子更衣室及び3階印刷室（R4.3LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/24-U	４２	3階研修室（R4.12LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/24-U	１８	2階相談室1、相談室2、相談室3及びおおぞら事務室（R5.1LED取替）
	LEDランプ LDF40SSN/18/25-U	４	3階事務室（R5.3LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/24-U	４０	2階北館廊下、南館廊下、診療所待合及び相談室前廊下（R5.8LED取替）
	LED照明器具 XLX449VENLE9	２	つぼみ園１階内玄関（R6.2LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/26 7	１８	つぼみ園（２園）保育室及び廊下（R6.6LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/26 7	３６	2階理学療法室及び作

照会記号	名称	数量	備考
			業療法室（R6.11LED取替）
	LED照明器具 XLX449VENLE9	1	2階言語聴覚療法室（中）(R6.11LED取替)
	ライトバーNNL4400ENPLE9	３５	1階職員室（R7.1～3LED取替）
	LED照明器具 XLX449VENLE9	3	1階職員室（R7.1～3LED取替）
Ａ４２’	Ｋ１－ＦＲＳ２－４０２ ＦＬＲ４０×２埋込下面開放ＢＴ	2	
	ＦＬＲ４０×２埋込下面 開放５０％ＢＴ付	３７	
	ＦＬＲ４０×２埋込下面 開放２５％ＢＴ付	1	
	MY-BK440335B/N（非常用）	2	2階プレイルーム(R2.3LED取替)
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	4	1階観察室,2階事務室,相談室１,廊下（R5.1～3LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	2	2階相談室2及び相談室3（R5.8LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	2	つぼみ園１階内玄関(R6.2LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	1	つぼみ園（２園）観察室（R6.6LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	1	2階言語聴覚療法室（中）(R6.11LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	5	1階職員室（R7.1～3LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	3	2階2園側廊下 （R7.7LED取替）
Ａ４３	ＦＲＳ２－４０３ ＦＬＲ４０×３埋込本体	１２	
	LED照明器具 NNLK42730J	3	3階会議室（R4.8LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/26 7	6	2階言語聴覚療法室 （R6.11LED取替）
	LEDランプ LDF40SSD/18/26 7	6	1階女子トイレ（職員室横） 3 2階言語聴覚室３ （R7.7LED取替）
Ａ４３’	埋込４３５Ｋ２００ＶＳＵ	2	

照会記号	名称	数量	備考
	Ｈ　ＦＬＲ４０×３　ＢＴ５０％		
	LED照明器具（非常用照明兼用） NNLG41830C	1	3階会議室（R4.8LED取替）
	非常用LED照明器具 XLG443VGNLE9	1	2階言語聴覚室 （R7.7LED取替）
Ｃ３３	パラコンフォート１５銀色 ＦＰＬ３６×３	１７	
	LED照明器具　XL373PEVJR29	3	1階職員室横前 （R7.7LED取替）
Ｃ５４	埋込パラコンフォート１５ ＦＰＬ５５×４	2	
	埋込マルチコンフォート１５　ＦＨＰ４５×４灯相当タイプ　昼白色【５０００Ｋ】	1	XL384LWVLA9（H30年度LEDに取替）
Ｄ１	ＩＲＳ２Ｓ－４０ ＩＬ４０×１ダウンライト	3	
Ｄ２	ＩＲＳ２－６０ ＩＬ６０×１ダウンライト	8	
Ｄ３	ＦＲＳ１１－Ｄ１３１ ＦＤＬ１３×１ダウンライ　ト	１６	
Ｄ４	ＦＲＳ１１Ｓ－Ｄ１８１ ＦＤＬ１８×１ダウンライト	３０	
Ｅ	ＦＳＲ１－４０２２ ＦＬＲ４０×２反射笠付	３１	地下２５
Ｅ’	Ｋ１－ＦＳＲ１－４０２ ＦＬＲ４０×２笠付ＢＴ付	１１	地下１０
Ｆ２２	ＦＳＳ４－２０２ ＦＬ２０×２富士型	2	
Ｆ２２’	Ｋ１－ＦＳＳ４－２０２ ＦＬ２０×２富士型ＢＴ付	3	
Ｆ４１	ＦＳＳ４－４０１ ＦＬＲ４０×１富士型	２６	
Ｆ４１	ＦＳＳ４－４０１２ ＦＬＲ４０×１富士型	２８	
Ｆ４２	ＦＳＳ４－４０２ ＦＬＲ４０×２富士型	7	
Ｆ４２	ＦＳＳ４－４０２ ＦＬＲ４０×２富士型	１０	
	LEDランプ　LDF40SSD/17/23	２４	2階おおぞら書庫、2階おおぞら更衣室及び3

照会記号	名称	数量	備考
			階事務局更衣室、3階倉庫8及び3階倉庫9（R4.3LED取替）
F４２’	Ｋ１－ＦＳＳ４－４０２ ＦＬＲ４０×２富士型ＢＴ付	2	地下２
F４２’	Ｋ１－ＦＳＳ４－４０２２ ＦＬＲ４０×２富士型ＢＴ付	１０	
	非常用LED照明器具 XLG443DGNLE9	1	2階階段 （R7.7LED取替）
F４２ ＷＰ	ＦＳＳ４ＭＰ－４０２２ ＦＬＲ４０×２富士型 防雨	１１	
F４２’ ＷＰ	ＦＬＲ４０×２富士型ＢＴ付　防雨・防湿型	3	
H	Ｋ１－ＦＢＦ１０－４０１ ＦＬＲ４０×１階段灯ＢＴ付	4	地下１
	Ｋ１－ＦＢＦ１０－４０１２　ＦＬＲ４０×１階段灯ＢＴ付	3	
I	ＦＬ１０×１標示灯　片面	2	
J	ＦＣＬ４０×１・３０×１ ＦＣＬ７０ペンダント	2	
J	ＬＳＥＢ１０７０ 天井直付型	1	3階メンテスタッフ室（R1.12 LED 取替）
K	ＦＬ１０×１ブラケット 防湿防雨型	2	
L	ＦＬＲ３－４０３２ ＦＬＲ４０×３埋込ＯＡパラコ	4	
	LED照明器具ＥＬ－ＬＹＢ４００４Ａ	4	3階理事長室（R1.9LED取替）
	LEDランプ　LDF40SSD/18/24-U	１２	2階相談室4（R5.1LED取替）
Ｍ２	Ｋ１－ＩＲＳ２－２０ 非常用照明器具	8	
Ｍ４	Ｋ１－ＩＲＳ２－４０ ＩＬ４０×１白熱非常灯埋	１６	
ＧＭ４	Ｋ１－ＩＲＳ２－４０	4	

照会記号	名称	数量	備考
	ＩＬ４０×１白熱非常灯 埋		
Ｍ４． ＫＳＫ０	Ｋ１－ＩＲＳ２－４０ ＩＬ４０×１白熱非常灯 埋	5	
Ｎ	ＦＢＦ４ＭＰ－２０１ ＦＬ２０×１　ウオールライト	１４	
Ｏ	直付カバー付防湿型 ＦＬＲ４０×２	4	
Ｓ	ＩＤＰ１－２０ ＩＬ２０三色灯	2	
ＨＦ	街路灯 ＨＦ１００Ｘ	7	
１０ＫＳ	ダウンライトＩＬ１００× １	6	
Ｔ	シーリングインバータ ＦＬ２０×３	2	
Ｗ	流し元灯　ＦＬ１５×１	3	
ＧＨＩＤ ２５ＫＳ	ダウンライト　オートリフ ター ＩＷＡＳＡＫＩ ＬＤＲ２００－２２０Ｖ３７Ｎ－ Ｈ－Ｅ３９／ＨＢＡ （２５０Ｗ相当）	１１	玄関ホール3・大集会室8（R3.3LED 取替）
ＧＩＨＤ ４０ＫＳ	ダウンライト　オートリフ ター ＩＷＡＳＡＫＩ ＬＤＲ２００－２２０Ｖ６６Ｎ－ Ｈ－Ｅ３９／ＨＢ （４００Ｗ相当）	4	大集会室4（R3.3劣化のためLED取替）
	特殊大形点滅式誘導灯片面 ＦＬ４０×１	１０	
	特殊大形点滅式誘導灯両面 ＦＬ４０×１	3	
	中形誘導灯片面 ＦＬ２０×１	9	
	中形誘導灯両面 ＦＬ２０×１	8	
	中形廊下通路誘導灯 ＦＬ１０×１　埋込型	7	
Ａ４２Ｃ	ＦＬＲ４０×１	1	

照会記号	名称	数量	備考
	埋込フリーコンフォート		
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	１１	
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	１１	
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	5	
	ＦＦ４１６８０Ｋ２４２ ＦＬＲ４０×１　連結左用	5	
	ＦＬ２０Ｗ２００ＶＧＨ	1	
Ａ４３	ＦＬＲ４０×３埋込本体	2	
Ａ４２Ｃ	ＦＬＲ４０×１ 埋込フリーコンフォート	2	
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	8	
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	8	
	ＦＬＲ４０×１埋込フリー コンフォート連結	4	
	ＦＦ４１６８０Ｋ連結左用	4	
２Ｆエレ ベータ	ＦＬＲ４０×２埋込フリー コンフォート	3	
	ＦＬＲ４０×２埋込フリー コンフォート	2	
	ＦＬＲ４０×２埋込フリー コンフォート連結	2	
	ＦＬＲ４０×２埋込フリー コンフォート連結	2	
	電池内蔵白熱非常灯 非常灯電球　（　７．２Ｖ）	1	
Ｂ	ＦＬＲ４０×２埋込 ＥＤＨ　２００Ｖ	4	
１ＦＥＶ ホール	ＦＬＲ４０×１コーナー 取付型化粧室用器具	5	
	ＩＬ６０×１シーリング	4	
	ＩＬ２０×１ 非常灯　直付型	1	
	ＦＳＳ１－４０１ ＦＬＲ４０×１笠なし	6	

照会記号	名称	数量	備考
	ＦＳＳ１－２０１ ＦＬ２０×１笠なし	8	
	ＨＩＤ４０～１００ ＨＦ１００Ｘタウンペット ライト	4	
正面玄関	ＬＷ８４０４０ＢＴ ８０Ｗハイビーム電球×１	3	